

富山地区広域圏 分別収集計画

[平成23年度～平成27年度]

平成22年6月

富山地区広域圏事務組合

— 目 次 —

1. 計画策定の意義 1
2. 基本的方向 1
3. 計画期間 1
4. 対象品目 2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) 2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) 2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) 4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号) 5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法 6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) 7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) 8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号) 9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型の社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。とりわけ、富山地区広域圏事務組合（以下「当組合」という。）が搬入している最終処分場の残余容量が逼迫していることから、新たな最終処分場の整備が急務となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集して、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政のそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図ることで、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- （1）住民、事業者、市町村並びに当組合が一体となって、環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現を目指す。
- （2）ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは可能な限り再利用・資源化する地域社会づくりを目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年毎に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラ製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	25,152.0 t	25,132.9 t	25,114.6 t	25,093.1 t	25,071.6 t
スチール製容器	1,582.9 t	1,581.9 t	1,580.8 t	1,579.6 t	1,578.2 t
アルミ製容器					
無色のガラス製容器					
茶色のガラス製容器	3,697.9 t	3,695.5 t	3,693.4 t	3,690.7 t	3,688.0 t
その他の色のガラス製容器					
飲料用紙製容器	1,336.5 t	1,335.7 t	1,334.8 t	1,334.0 t	1,333.1 t
段ボール	715.1 t	713.7 t	712.6 t	711.1 t	709.5 t
その他の紙製容器包装	7,304.8 t	7,297.8 t	7,290.9 t	7,283.3 t	7,275.7 t
ペットボトル	1,093.2 t	1,092.3 t	1,091.5 t	1,090.6 t	1,089.8 t
その他のプラ製容器包装 (白色トレイを含む)	9,421.6 t	9,416.0 t	9,410.6 t	9,403.8 t	9,397.3 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により、市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、市町村が設置する廃棄物減量等推進審議会等において、方策の実施状況・効果等に基づき継続的改善を図るとともに、廃棄物減量等推進員によるリサイクル活動を推進する。

- ・ **環境教育、啓発活動の充実**

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者等に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理経費の急増等、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・ **過剰包装の抑制**

簡易包装の協力店指定制度や商店街等との地域協定、環境にやさしい店登録制度、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を促進する。

- ・ **販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底**

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及・啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の簡素化を推進する。

- ・ **リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進**

- ・ **資源回収奨励金制度の実施**

自治振興会や市民団体等の再生資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるように、金銭的な支援制度を継続的に実施していく。

- ・ **ごみ減量・資源化等出前講座の実施**

ごみの減量化やリサイクル等のごみ問題について、一層の理解と関心を持って貰えるように、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて行政職員が説明を行う出前講座制度を継続的に実施していく。

- ・ **リサイクルプラザにおける情報提供・学習拠点の整備**

市民や事業者に対し、廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する意識の啓発が図られるよう、富山地区広域圏リサイクルセンター内にある展示販売場やリフォーム室、リサイクル情報コーナー、リサイクル活動室を積極的に活用していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、市町村が有する収集機材、当組合が有する選別・再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん (無色、茶色、その他色毎に分別排出)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック (白色トレイを含む。)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール製容器	532.8 t		532.4 t		532.0 t		531.7 t		531.2 t	
アルミ製容器	636.9 t		636.6 t		636.2 t		635.6 t		635.1 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,261.8 t		1,261.0 t		1,260.3 t		1,259.4 t		1,258.5 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0 t	1,261.8 t	0.0 t	1,261.0 t	0.0 t	1,260.3 t	0.0 t	1,259.4 t	0.0 t	1,258.5 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,237.3 t		1,236.4 t		1,235.7 t		1,234.8 t		1,233.8 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0 t	1,237.3 t	0.0 t	1,236.4 t	0.0 t	1,235.7 t	0.0 t	1,234.8 t	0.0 t	1,233.8 t
その他の色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	433.3 t		433.2 t		432.9 t		432.6 t		432.3 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	413.9 t	19.4 t	413.8 t	19.4 t	413.6 t	19.3 t	413.3 t	19.3 t	413.1 t	19.2 t
飲料用紙製容器	21.8 t		21.8 t		21.7 t		21.6 t		21.6 t	
段ボール	575.0 t		573.8 t		572.8 t		571.7 t		570.5 t	
その他の紙製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1,051.9 t		1,050.9 t		1,049.9 t		1,048.8 t		1,047.7 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	835.5 t	216.4 t	835.4 t	215.5 t	835.1 t	214.8 t	834.9 t	213.9 t	834.6 t	213.1 t
ペットボトル	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	756.5 t		755.9 t		755.3 t		754.7 t		754.1 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	719.0 t	37.5 t	718.5 t	37.4 t	718.1 t	37.2 t	717.6 t	37.1 t	717.1 t	37.0 t
その他のプラ製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2,751.1 t		2,749.5 t		2,747.9 t		2,745.9 t		2,744.0 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	2,751.1 t	0.0 t	2,749.5 t	0.0 t	2,747.9 t	0.0 t	2,745.9 t	0.0 t	2,744.0 t	0.0 t
うち 白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量と分別収集の実績量との乖離を極力、少なくすることを勘案し、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算定する方法を用いた。

$$[\text{特定分別基準適合物等の量の見込み}] = [A] \times [B]$$

ここで、

[A]：直近年度の分別基準適合物等の収集実績

直近年度の分別基準適合物等の収集実績は、直近となる平成21年度の値を用いた。

[B]：人口変動率

人口変動率は、過去の推移や今後予想される人口動態、構成市町村ごとの将来計画人口等を勘案し、富山地区広域圏全体として、次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
504,231人 (対21年度比)	503,905人 (対21年度比)	503,558人 (対21年度比)	503,186人 (対21年度比)	502,791人 (対21年度比)
99.9%	99.9%	99.8%	99.7%	99.7%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制（市町村による定期回収並びに公共関与の拠点回収）を活用して行う。

なお、既に取り組んでいる自治振興会や市民団体による集団回収、小売店による店頭回収については、引き続きこれらの団体が実施する。

分別収集の実施者は、次のとおり。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	実 施 者	
			収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	市町村による定期回収 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒当組合 ⇒当組合 ⇒民間業者
	アルミ製容器		市町村による定期回収 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒当組合 ⇒当組合 ⇒民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	市町村による定期回収 公共関与の拠点回収	⇒当組合 ⇒当組合
	茶色のガラス製容器		市町村による定期回収 公共関与の拠点回収	⇒当組合 ⇒当組合
	その他の色の ガラス製容器		市町村による定期回収 公共関与の拠点回収	⇒当組合 ⇒当組合
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市町村による定期回収 集団回収	⇒民間業者 ⇒民間業者
	段ボール	段ボール	市町村による定期回収 公共関与の拠点回収 集団回収	⇒民間業者 ⇒民間業者 ⇒民間業者
	その他の 紙製容器包装	その他紙製容器包装	市町村による定期回収 公共関与の拠点回収	⇒民間業者 ⇒民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市町村による定期回収 公共関与の拠点回収	⇒民間業者 ⇒民間業者
	その他の プラ製容器包装	その他プラスチック (白色トレイを含む。)	市町村による定期回収 公共関与の拠点回収	⇒民間業者 ⇒民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在、缶やガラスびんは富山地区広域圏リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・保管している。また、飲料用紙製容器や段ボールは民間業者への引き渡し、その他の紙製容器包装やペットボトル、その他のプラ製容器包装は民間施設の委託処理としている。

これらの現行の体制は、今後当面の間においても引き継ぐこととしている。

分別収集の用に供する施設概要は、次のとおり。

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集 積 場 所	共通集積場利用
		専用集積場利用
収集・運搬	収 集 車 両	共通車両利用
		専用車両利用
選別・保管	リサイクルプラザ	富山地区広域圏リサイクルセンター 110.6t/5H
	ストックヤード	富山地区広域圏リサイクルセンター 5区画

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	缶	組立て式網 コンテナ	パッカー車	富山地区広域 圏リサイクル センター (選別・圧 縮・保管施設)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	コンテナ	専用回収車 かご回収 コンテナ	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色の ガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	紐 か け	平ボデー車	
	段 ボ ー ル	段ボール			
	そ の 他 の 紙 製 容 器 包 装	その他紙製容器包装			
プラスチック	ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	回 収 容 器 集 袋	パッカー車	民間施設
	そ の 他 の プ ラ 製 容 器 包 装	その他プラスチック (白色トレイを含む。)	指 定 袋	パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実行あるものとするため、次の取組を進める。

- (1) 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を市町村に設置し、推進体制を整備する。
- (2) 自主的な地域リサイクル活動や、分別排出基準に基づく容器包装廃棄物の適正排出を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を導入する。
- (3) 自治振興会や市民団体等の集団回収活動に対して積極的に支援する。
- (4) 事業者が行う容器包装廃棄物の自主的な回収と資源化を促進するため、連携・協力して啓発を行う。
- (5) 容器包装廃棄物(資源物)の種類と出し方について、住民に分かりやすく周知し、分別収集を促進する。
- (6) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。